

令和2年度

# 業 務 概 要



山 梨 県 立 甲 陽 学 園

甲 府 市 立 中 道 南 小 学 校

甲 府 市 立 笛 南 中 学 校

桜 木 分 校

# 目 次

	ページ
甲陽学園の歌・道	2
はじめに	3
<b>I 甲陽学園の概要</b>	<b>4</b>
1 名称及び所在地等	4
2 設置主体及び施設種別	4
3 設置の目的	4
4 運営方針	4
5 組織	6
6 沿革	7
7 敷地と建物の配置	8
8 建物の概要	8
9 中・長期計画と平成30年度の取り組み方針	9
10 主な年間行事	11
<b>II 令和2年度の業務実績《自立支援の内容》</b>	<b>12</b>
1 暮らしの支援	12
2 学びの支援	12
3 働く支援	13
4 心の支援	14
5 見学者・ボランティアの受け入れ状況	16
6 職員の主な研修参加状況	16
7 苦情相談受付状況	17
8 統計	18

甲陽学園の歌 その二 昭和二十五年制定

作詞 山口 啓  
作曲 久保島 武

一 いこうよ いぎ手をとって

希望にかおる 朝風だ

新しい国の 夜明けだ

よぶよぼくら 若竹のいのち

直ぐに進もう 直ぐに進もう

ラ ラ ラ 甲陽学園

二 はげもうよ いぎ手をとって

わきみするな 峠路だ

国おこす 力となろう

みんなともに 溢れ出る元気

頑張りぬこう 頑張りぬこう

ラ ラ ラ 甲陽学園

三 つとめよ いぎ手をとって

花はつぼみ これからだ

白い無垢 けがしちやならぬ

君もぼくも 輝くは前途

うまずいこう うまずいこう

ラ ラ ラ 甲陽学園

※学園の行事や昼礼時に、全員で歌っています。

道

作詞 おさだ 新治郎  
作曲 渡辺 利男

一 ぼくがきたときは くわばたけに

こおった雪が あった日だ

今は若葉が いっぱいに

すそのはらっぱ うめている

寮舎の下の 広い道

とうげをこえる ぼくの道だ

二 君がきたときは くわばたけに

雨のあらしが ふいた日だ

真夏の空は そこぬけに

明るい青さ たたえてる

山あいをゆく 広い道

とうげをこえる きみの道だ

三 わかれの歌声 くわばたけに

春の光を はこんでる

さびしかろうが あすがある

あとふりむかず さあゆこう

とうげをこえた 広い道

これからあるく ぼくらの道だ

※退園式の際に歌い、退園生を送り出しています。

はじめに

日頃より、関係者の皆様方には、本学園の運営につきましては、ご理解とご協力、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年には新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、年度当初は休校措置がとられ、その後短縮授業から始まり状況に応じた対応となっていました。ようやく通常通りの日課に戻ったのは5月下旬になってからでした。ある意味幸いなことに、外部との接触がほとんどなかったため、内部での活動に大きな制約がなく、野球練習に打ち込むことができました。エネルギーを発散するとともに、チームワークの大切さを学び、目標に向けて努力するいい機会となりました。しかし、その大きな目標であった野球の全国大会が中止となり、それに伴い東海地区野球大会も中止となってしまいました。それでも関係各位の尽力により、4施設が集まり交流野球大会の実現にこぎつけました。予定の変更により弱い児童が多い中ですが、児童もそれぞれ気持ちを切り替えることができ、暑い一日でしたが最後まで諦めずに元気に全力でプレーできたことは貴重な経験となりました。

退園生のアフターフォローを行っておりますが、そこで感じることは退園生が自立・自律の気持ちを継続していくことの難しさです。入園中は枠のある生活を送ることができますが、退園後は枠が緩くなる分自分でコントロールしなければなりません。今入所している児童の長い人生を考え、安定した生活が継続していけるようになるための支援が我々の仕事だと新たに感じました。

4月には長年の懸案事項でありました、児童心理治療施設が新設オープンしました。子どもの心のケアにかかる総合拠点「山梨県こどもの心のサポートプラザ」として中央児童相談所他4施設が移転新築となり、特別な配慮が必要とされる児童について、密接な連携を図りながら手厚い支援が受けられるような体制作りが期待されています。そうした中で当園の社会的養護の立場として機能強化を図っていきたいと思います。

入園している子ども達が夢や目標を持ち、それに向かって頑張れるような支援を一丸となって継続していきます。

ここに令和元年度の業務概要をまとめましたので、ご高覧のうえ業務の参考にさせていただければ幸いです。

今後とも、本学園に対するご理解、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

令和2年9月吉日

山梨県立甲陽学園長 井口 敦人

# I 甲陽学園の概要

## 1 名称及び所在地等

- ・ 名 称 山梨県立甲陽学園
- ・ 所 在 地 山梨県甲府市中畑町1284番地
- ・ 電 話 055-266-4003（ファクス055-266-4258）
- ・ 定 員 25名
- ・ 敷地面積 20,082㎡
- ・ 建物面積 2,667.03㎡

## 2 設置主体及び施設種別

- ・ 設置主体 山梨県
- ・ 施設種別 児童自立支援施設〔児童福祉施設〕

## 3 設置の目的

児童と職員が生活を共にする中で、児童に安定した成育環境を保障し、家庭において適切な監護が得られない若しくは非行・問題行動等によって指導が必要な児童の心身の育ち直しを図り、社会の一員として生きていく力を育み、児童の自立を支援する。

### 児童福祉法第44条

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

## 4 運営方針

### (1) 運営の基本理念

甲陽学園は、昭和10年4月に教護院として開園し、在宅では監護が困難な児童や養護施設等の処遇では非行からの立ち直りが困難な児童を入所させ、学習指導、作業指導及び生活指導等により非行を改善し、社会復帰をさせるという使命を果たしてき

た。

しかし、児童福祉法が改正され、児童が社会の一員として自立するために必要な支援・指導を行う児童自立支援施設となるとともに対象児童が拡大され、近年では、家庭で適切な監護が受けられない被虐待児や発達障害児等の入所が増加している。

このため当学園では従来からの「暮らしの支援」、「学びの支援」、「働く支援」に「心の支援」を加えた4本柱により、児童が安心して自分と向き合える環境づくりや個々の児童のニーズに合った対応をしていくことを運営理念としている。

## (2) 児童の自立支援に向けた基本的な方針

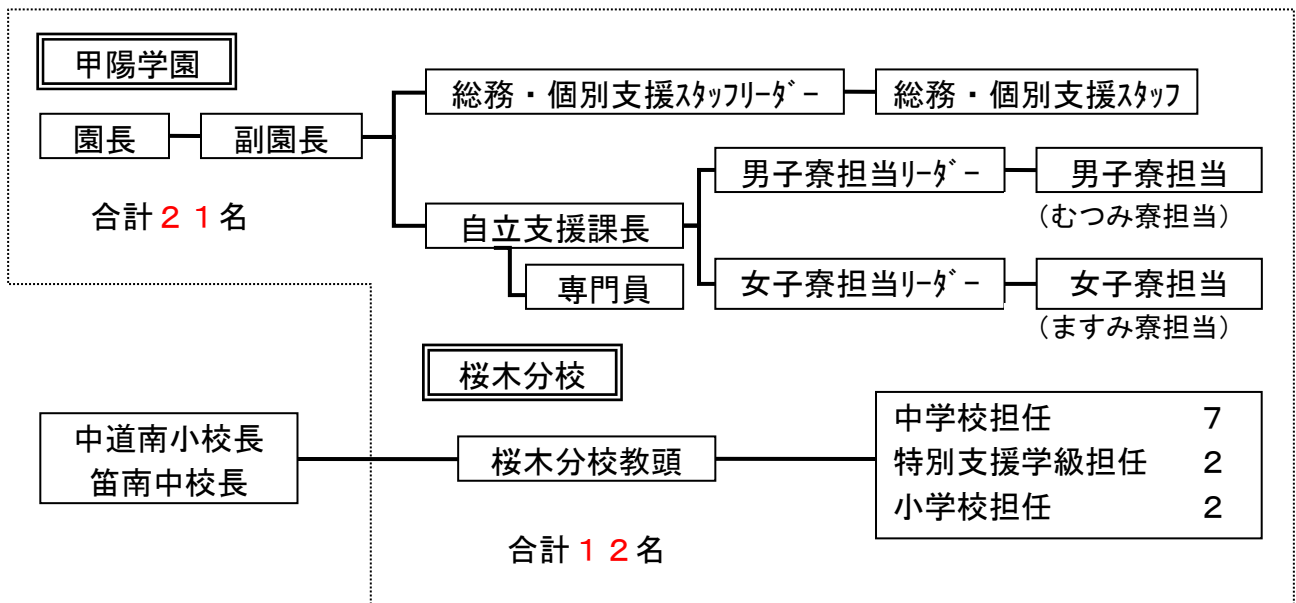
- ア 個々の児童の状況変化に応じて自立支援計画票を作成する。
- イ 児童及び保護者の意向を大切にす。
- ウ 児童との話し合いを大切にし、支援していく。
- エ 児童の育ち直しの力・情緒の安定の支えになっていく。
- オ 保護者等への協力及び支援をしていく。
- カ 桜木分校及び地域関係者・関係機関と協働（連携）をしていく。
- キ 職員の支援技術の向上に努める。
- ク 開かれた施設づくりを目指していく。

## (3) 児童の自立支援の具体的方法

- ア 暮らしの支援（学園内の支援と学園外の支援）
- イ 学びの支援（義務教育対象児は桜木分校において学校教育を実施）
- ウ 働く支援（義務教育終了児を中心とした支援）
  - （ア）作業指導（農園、環境整備等）
  - （イ）就労支援（職業適性等）
  - （ウ）進路指導（進学と就職）
  - （エ）実習支援（職場実習）
- エ 心の支援（心理面接、心理検査等）
- オ 家庭環境調整（家庭への支援と地域・関係機関等との協働）
- カ 退園児の事後指導（家庭訪問と退園児との面接等）
- キ 行事（行事の目的）
  - （ア）思い出をつくる中で、情操を豊かにするとともに情緒の安定を図る。
  - （イ）各自の役割を担う中で、自主性と積極性を養う。
  - （ウ）規律やルールを身に付ける。
  - （エ）生活にメリハリを付ける。
  - （オ）社会的、教育的及び文化的視野を広める。

## 5 組織

### (1) 組織



### (2) 職員配置状況

	行政職	福祉職 行政給含む	主任業務員	専門員	非常勤嘱託・臨時職員						合計
					医師	看護師	心理士	児童自立支援専門員	児童生活支援員	当直補助員	
園長・副園長	1	1									2
総務・個別支援スタッフ	2		1	1	1	1	1				7
自立支援課	自立支援課長		1								1
	男子寮担当		6					1		4	11
	女子寮担当		2					2			7
	その他				1						1
計	3	10	1	2	1	1	1	3		4	26

※他に医師（兼1）

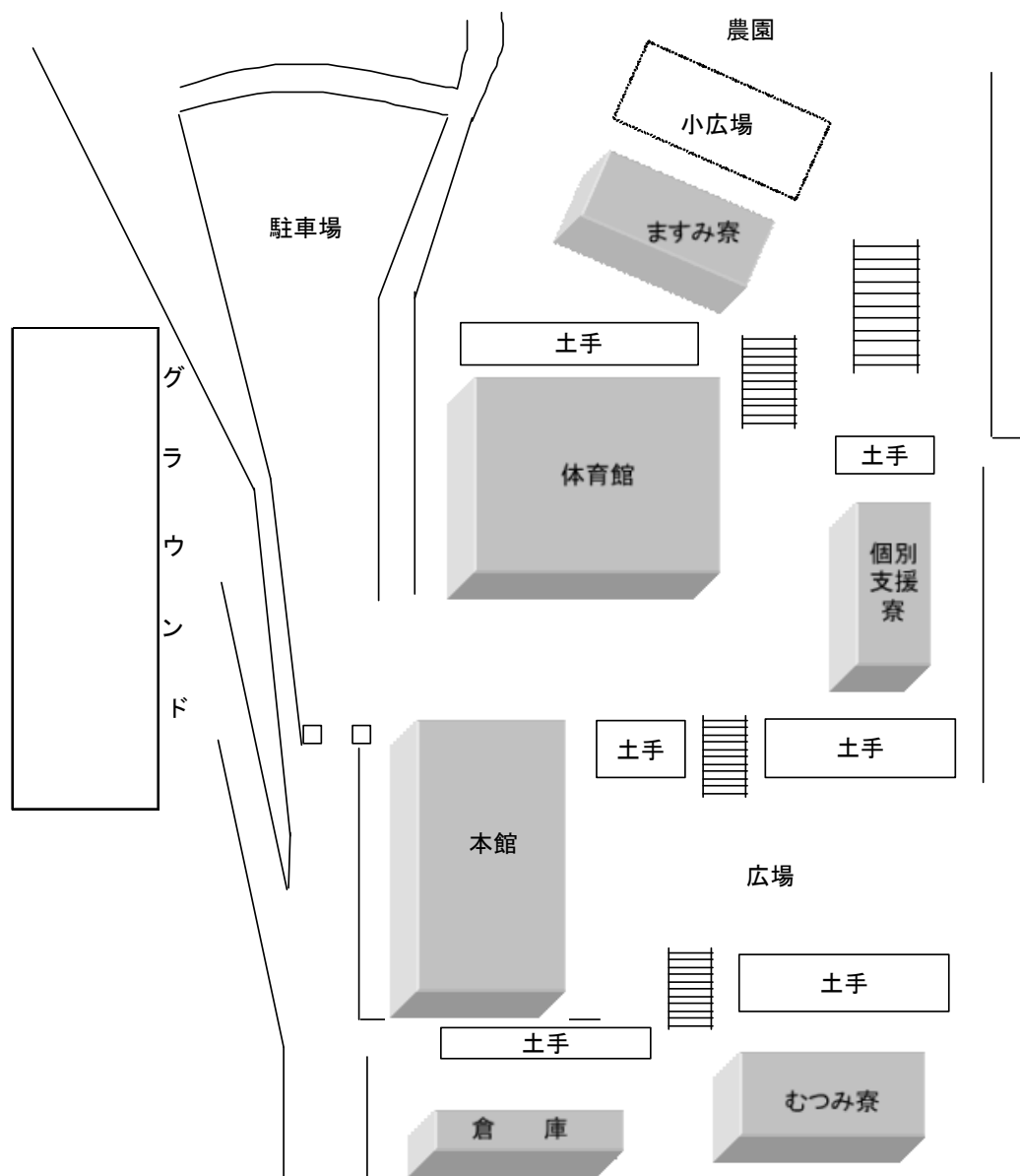
## 6 沿革

昭和10年	4月	1日	少年教護法に基づく少年教護院「甲陽学園」が現在地に開所する。
昭和23年	1月	1日	児童福祉法に基づく児童福祉施設「教護院」と位置付けられる。
昭和26年	4月	1日	3寮制から5寮制（定員80人）になる。
昭和44年	4月	1日	4寮制となる。
昭和46年	4月	1日	本館が竣工する。
昭和56年	8月26日		男子3寮、女子1寮制を男女各2寮制に改める。
昭和58年	4月	1日	4寮夫婦小舎住み込み制から2寮通勤当直制に移行する。
昭和59年	4月	1日	入所定員80人を40人に改正する。
平成5年	4月	1日	組織の改変により1課1担当制となる。
平成10年	4月	1日	児童福祉法の改正により「教護院 甲陽学園」から「児童自立支援施設 甲陽学園」となる。
平成17年	4月	1日	学園内に「甲陽学園再整備検討委員会」を設置する。また福祉保健部に「甲陽学園再整備児童養護関係課検討会」が設置される。
平成17年11月			「甲陽学園のあり方等庁内検討委員会」（「施設のあり方専門部会」）「学校教育導入専門部会」が設置される。
平成18年	3月	1日	甲陽学園のあり方等庁内検討委員会が「甲陽学園施設整備基本構想」を取りまとめる。
平成19年	1月		再整備計画に基づき、のぞみ寮、めぐみ寮等既存施設の解体が始まる。
平成19年	6月26日		再整備計画に基づく造成工事が始まる。
平成19年10月			本館改築工事着工
平成19年11月			男子寮工事着工
平成20年	4月	1日	指導課を自立支援課に改称する。学園内に「桜木分校」開校
		8日	桜木分校開校式典挙行される。 (甲府市立中道南小学校、甲府市・中央市中学校組合立笛南中学校「桜木分校」)
平成20年	8月22日		男子寮完成引渡
平成20年	9月	9日	本館完成引渡
平成21年10月	22日		女子寮 個別支援寮 体育館完成引渡
平成21年11月	1日		入所定員40人を25人に改正する。
平成22年	3月26日		竣工式
平成22年	4月	1日	組合立を解消し、甲府市立笛南中学校桜木分校となる
平成23年	6月30日		入所児童受け入れ停止 外部委員を含め、立て直し検討委員会設置
平成23年	9月		女子児童受け入れ再開
平成23年11月			男子児童受け入れ再開
平成23年12月	27日		立て直し検討委員会報告書をまとめる。
平成24年	7月		グラウンドがドクターヘリの離着陸場となる。
平成28年	2月	6日	創立80周年記念園遊会実施

- ・昭和10年4月に少年教護院甲陽学園として開所してから平成31年3月31日までに1,361人の児童が退所しています。



## 7 敷地と建物の配置



## 8 建物の概要

建物種別	階区分等	面積(㎡)	備 考
本館	1階	322.00	厨房、食堂、更衣室、倉庫等
	2階	510.82	園長室、事務室、職員室、図書室、会議室、医務室、相談室等
	3階	537.68	普通教室、音楽室、理科室、技術家庭科室等
	R階	4.14	
	計	1,374.64	
寮舎	平屋	381.63	むつみ寮、居室7室、職員執務室、自活訓練室、静養室、学習室等
	平屋	316.04	ますみ寮、居室5室、職員執務室、自活訓練室、静養室、学習室等
個別支援寮	平屋	150.43	
体育館	平屋	444.29	
	総計	2,667.03	

## 9 中・長期計画と令和2年度の取り組み方針

### (1) 中・長期計画

学園として次の事項について、中・長期的な視点に立ち対応していく。

#### ア 施設機能の充実と強化

- (ア) 児童の問題行動の未然防止や適切な対応ができる職員体制を確立する。
- (イ) 精神科医師の診察及び助言を定例化する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員の専任化による退園児童及び家庭支援の充実を図る。
- (エ) 個別支援寮を利用した自立支援の充実を図る。
- (オ) 学園の将来像について検討していく。

#### イ 児童への適切な自立支援及び処遇

- (ア) 学園・分校間で情報を共有し、一貫性、継続性のある支援を行う。
- (イ) 多様な特性を持つ児童に対し適切な対応ができるよう、職員の資質を向上させる研修体制の充実・強化を図る。
- (ウ) 家庭、地域及び関係機関（福祉、医療、教育及び司法等）との連携を図る。
- (エ) 児童の権利保障（児童への権利ノートの配布と説明・苦情への適切な対応・虐待防止）やライフワークストーリーへの対応を強化する。
- (オ) 心理支援を充実させていく
- (カ) 食育を適切に行う。

#### ウ 安全・安心な生活環境の整備

- (ア) 危機管理・安全対策実施要綱に基づく取り組み等、生活上の危機管理の強化を図る。
- (イ) 快適な住環境の保全と整備を図る。
- (ウ) 児童の安全確保のためのセキュリティの強化を図る。

### (2) 令和2年度の取り組み方針

令和2年度は次の事項について重点的に取り組んでいく。

#### ア 自立支援の充実

- (ア) 報告・連絡・相談を意識して、情報の共有化を図り、チームとして、組織として一貫した支援につなげる。
- (イ) 児童の生育歴や環境を把握して個々を理解し、課題と目標を全職員が認識し、特性に合わせた支援を行う。また、ケースカンファレンスにより、共通理解と処遇の充実を図る。
- (ウ) 児童の自主性を育て、よい行動や努力していることを職員・児童で認め合い、お互いに高め合う支援を行う。
- (エ) 児童の支援と並行し親への援助に意図的に取り組み、親子関係の修復につなげる。
- (オ) 退所児童の情報収集、定期的な家庭訪問、関係機関との連携によりアフターケ

アの充実を図る。

(カ) 心理担当を積極的に活用し、心理面接の充実を図る。

(キ) 国、県、他施設の動向の情報収集をしながら、学園の将来像を検討していく。

(ク) 食の安全や栄養などについて考える機会を提供するなど、自立に向けた食育への支援を行う。

#### イ 安全で安心できる生活の提供

(ア) 看護担当と連携し健康管理に努める。

(イ) 暴力・暴言・いじめには毅然とした態度で対応する。その際は職員間の連携を図る。

(ウ) ヒヤリハットの実施により、生活上の危機管理の強化を図る。

(エ) 被措置児童虐待防止マニュアルにより虐待防止を徹底する。

(オ) セキュリティー強化のための整備を進める。

(カ) 快適な住環境の整備を図る。

#### ウ 桜木分校との連携

(ア) 児童の自立を目指す学校教育の実現に向けて生活支援と教育とが連携強化に努めていく。

(イ) 学園と分校とですりあわせを常に行い、日々の業務・行事などの調整をし、スムーズな運営ができるようにしていく。

(ウ) 担当・担任・看護・心理との児童に関する情報共有を行い、具体的な手立てをとる。

(エ) お互いの立場を尊重しつつ、児童を中心にといった支援・指導をしていく。

#### エ 職員の専門知識・技能・資質向上

(ア) 国立武蔵野学院等の専門機関による研修への職員派遣計画を着実に遂行する。

(イ) 学園内及び外部講師による施設内研修の充実を図る。

(ウ) 福祉専門職研修を積極的に受講するよう勧める。

#### オ 関係機関との連携

(ア) 児童相談所、少年鑑別所との相互理解を深め、連携・協力する。また、交流研修等を継続する。

(イ) 家族関係調整や家族再統合は児童相談所、前籍校等と連携を密にして進め、要保護児童対策地域協議会を活用する。

#### カ 地域交流

(ア) ボランティアを積極的に受け入れ、交流を推進する。

(イ) 地域での買い物訓練で社会性を身に付ける。

## 10 主な年間行事

月	主 な 行 事 等
4月	着任式 花見の会 第一学期始業式
5月	職場体験学習 中間テスト 授業参観
6月	ゴミ0奉仕活動 漢字検定
7月	期末テスト 第一学期終業式 東海地区少年野球大会
8月	研修報告会 海水浴 納涼会 第二学期始業式
9月	フェスタ甲陽
10月	ゴミ0奉仕活動 秋の遠足 中間テスト 漢字検定
11月	総合防災訓練 修学旅行 白根高校野球部交流会
12月	期末テスト クリスマス会 第二学期終業式 仕事納め
1月	仕事始め 研修報告会 第三学期始業式 スキー教室 どんど焼き
2月	園遊会 期末テスト(中3)
3月	期末テスト 卒業式 第三学期修了式 離・退任式
月例行事	避難訓練 環境整備 児童散髪 誕生会・担当別外出 茶道教室
その他	入園式・退園式 外出(外泊)手帳交付式
定例会議 (月例)	調整会議 学園会議 自立支援課会議 男子寮・女子寮会議 給食会議 職員全体会議 分校職員会議

## Ⅱ 令和元年度の業務実績

### 《自立支援の内容》

#### 1 暮らしの支援

社会的自立の基礎となる支援であり、健康で規則正しい生活態度・習慣等を習得させ日常生活を自己管理できるよう導くことを主眼とした。

家庭生活や学校生活において、人間関係の不調により社会的不適応を起こした児童が入所してくるので、安定した生活の場で職員と様々なコミュニケーションを介して信頼関係を確立するとともに、具体的な生活場面での課題提示を行い、自立を支援した。

また、地域社会へ戻ってからの生活や一人暮らしの生活を想定した支援を行った。

##### (1) 支援の重点

###### ア 基本的生活習慣の確立

管理的な集団指導ばかりでなく児童の特性にあった自立支援計画を作成し、次の行動への切り換え・けじめがつけられるよう支援を実施し、個々の独自性を認めて自立促進を図った。

###### イ 社会規範への対応、道徳性の向上

善悪の区別ができ、自己本位でなく社会に容認されるような行動が取れるよう支援を実施した。

###### ウ 社会生活行動面での自立心の向上

買い物訓練や外出・外泊等を積極的に支援の場として導入するとともに、服装等についても可能な限り一般の社会生活に近付け、自立心を育てる支援の場面を設定した。

##### (2) 生活日課

学園に入所している児童は、規則正しい生活習慣を身に付けておらず、非行化する中で生活習慣が崩れてきている。また、大人への不信感も多く認められた。

そのため、共に働き、共に遊び、共に学び、共に苦しみ又は共に喜ぶことで、共感的な生活場面を積み重ね、大人への不信感を取り除き社会適応能力を身に付けていくよう支援した。また、できるだけ早く学園生活になじめること、家庭に戻っても規則正しい生活ができることなどに配慮した日課を設定した。

#### 2 学びの支援

平成20年4月から学園内に甲府市立中道南小学校並びに甲府市・中央市中学校組合立笛南中学校の桜木分校が開設され、学齢期の入所児童については学習指導(学校教育)

を分校が担当し、普通教育が保障されることになった。

また、平成22年3月31日に組合立が解消され4月1日から甲府市立笛南中学校桜木分校となる。学習指導は、分校と学園が連携を図りながら実施している。

### (1) 学齢児童の学習（桜木分校）

#### ア 学校教育目標

「自己を見つめ、心豊かに正しく生きる児童生徒」

- (ア) けじめをつけ、決まりを守る児童生徒
- (イ) 目標に向かって努力する児童生徒
- (ウ) まわりの仲間を思いやる児童生徒

#### イ 重点目標

- (ア) 基礎学力を確実に定着し、個性の伸長を図る。
- (イ) 自他とのかかわりを見直し、共に成長しようとする態度を身に付ける。
- (ウ) 自分を大切にし、他者を思いやる心を育てる。
- (エ) 働く喜びと貴さを学び、将来への意欲と希望を高める。

#### ウ 分校経営の概要

- (ア) 教職員一人一人が主体性と個性を生かし、教育理念に基づいた信念と教育愛を持って、児童生徒の自立支援に向け、豊かな教育活動を日々実践できるよう努める。
- (イ) 創意ある教育課程の編成と実施に努め、「わかりやすく学びの充実感を得られる授業」を目指し、児童生徒一人一人の実態に応じた学習を展開する中で、評価と支援のあり方や授業の反省、改善に努め、基礎・基本の確実な定着を図る。
- (ウ) 愛情と信頼に基づいた教育活動を展開する中で、自己肯定感を高める指導を目指し、学園と分校の指導を両輪とした真の自立に向けての教育を推進する。
- (エ) 学園職員や関係機関の職員と連携を図りながら、児童生徒の内面の理解に努め、生命尊重、人権尊重、倫理観と規範意識の育成を推進し、カウンセリングやガイダンス機能を充実する。
- (オ) 保護者、学園、前籍校、地域、関係機関との連携を密にしながら、それぞれの立場を理解して、互いに敬愛できる環境づくりに努め、開かれた学校、特色のある学校づくりに努める。
- (カ) 個々の児童・生徒の特性を充分理解し、自主的な生活・学習態度の確立を目指し、家庭や出身校及び地域社会へ復帰できるよう適切な教育を推進する。

## 3 働く支援

協働して仕事を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図るとともに、人間的なふれあいや生命の尊重及び相互理解を深め、社会性・協調性等を培うことを支援している。具体的には、暮らしの中の作業として、施設や寮で児童一人ひとりが役割

を担うとともに、協働し合い、集団生活を維持し向上させていくために農園作業・環境整備を行った。

#### (1) 支援の重点

ア 実科指導を行うことによって、近い将来、社会（職業）生活を営むために必要な態度、言動、心構え、勤労の習慣、教養及び職業上の知識等を養うための支援

イ 社会（職場）見学、職場訪問等を行うことによって、どのような職場があり、どのような仕事をしているかの理解を深めるとともに、適切な職業を選択できるための支援

ウ 実科指導は、生活指導及び学習指導と併せて行うこととし、児童が就労意欲を高め、自信を持って社会参加できるための支援

#### (2) 支援内容

支援の内容は、希望職種の確認（相談指導）、職場体験実習、作業指導（農園、園内環境整備等による実働体験）等

#### (3) 支援方法

ア 集団指導  
作業については、極力男女別で実施

イ 個別指導（課題作業及び個別職場訪問等）  
（ア）課題作業を個別に分担して指導を実施  
（イ）個別職場訪問については、分校担任と寮担当職員とで協議して実施

### 4 心の支援

入所した子どもたちには、虐待等における心的外傷、愛着形成の問題や発達障害等を有することが多く、それらの背景を抱える子どもたちの心の支援のひとつとして、①情緒を安定させること、②健康な自己認知・対人認知を確立させること、③心的外傷の治癒をすることなどにより、児童の自立支援につなげていくことを目的に心理面接を実施した。

また、児童の職業の幅を評価するため職業適性検査を実施したりした。

#### (1) 対象

全児童を対象（但し、中卒児については心理面接が必要であると認められる場合に限り対象とする。）とした。

(2) 心理面接の流れ

ア 入所時面接の実施

イ アセスメント面接の実施（入所後約1か月以内に2～3回）

内容：家庭での生活の様子はどうか、甲陽学園に入所した意味を児童がどのように理解しているのか、どういったことに悩んでいるのか等の聞き取りを行い、児童の実態を把握した。

ウ 入所時面接後、自立支援課長、寮職員と情報交換・アセスメントを行い、心理面接の方向性を決定

エ 初回面接を実施後、定期的な心理面接を実施

(ア) 心理面接の頻度は児童によってそれぞれ設定。(月2～4回)

(イ) 1回の面接時間は40分(児童の状況により変動あり)

(3) 心理面接の予定通知

月ごとの心理面接の予定を計画し、予定表として職員及び児童に配付した。

(4) 令和元年度心理面接月別実施状況

単位：延べ人数

性別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	1	6	6	8	8	5	8	12	14	14	15	20	117
女	1	3	3	4	6	4	4	6	7	7	6	4	55
計	2	9	9	12	14	9	12	18	21	21	21	24	172

その他の心理業務月別実施状況

単位：回

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
職員コンサルテーション	2	7	7	10	13	14	12	18	13	11	17	20	144
生活場面面接	9	14	13	15	5	11	13	15	14	14	15	17	155
他機関との連絡調整	0	6	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0	12
心理検査	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	11	27	22	27	18	25	26	35	27	25	32	37	312

※ 心理面接は、児童の様子に合わせて、言葉のやりとりを中心としたものや、アクティビティ（粘土・絵画・箱庭等）を取り入れた心理的援助。なお、本人の拒否や特別日課などにより実施できないことがある。

※ 職員コンサルテーションは、児童に関わる職員と、児童の問題の理解や対応方法につ



いて、心理的側面からの理解の視点を提供するもの。

※ 生活場面面接は、学校の授業や寮の活動に参加しながら児童の観察を行い、子どもの心理的状態や対人関係の持ち方を把握し、具体的な援助につなげるもの。

## 5 令和元年度見学者・ボランティアの受け入れ状況

月日等	見学者・団体	人数	備考
年2回	茶道の師範	延べ1	茶道教室
9～2月	BBSとの交流	延べ71	学習支援等
8月7日	南都留学校運営研究会		視察研修
9月5日	第71期司法修習生他		視察研修
9月22日	甲府市民生委員・児童委員		視察研修
11月2日	横浜市川上地区民生委員協議会		視察研修
11月13日	鴻巣市民生委員協議会		視察研修
11月26日	茨城県境町青少年相談員		視察研修
2月21日	峡北地区更生保護女性会		視察研修

## 6 令和元年度職員的主要な研修参加状況

### (1) 県外

研修名	期間	開催地等	人数
中部十県一市児童自立支援施設長・専門員合同研修会	4月25～26日	愛知県	2
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	6月6日～7日	山梨県	1
全国児童自立支援施設新任職員研修短期実習	6月10日～14日	国立武蔵野学院	1
中部十県一市児童自立支援施設指導課長会議	9月5～6日	福井県	1
中堅職員研修 コースⅢ（性被害の理解と支援）	5月20日～24日	国立きぬ川学院	1
全国児童自立支援施設職員研修	9月25日～27日	愛媛県	1
中部十県一市児童自立支援施設処遇職員研修	10月10日～11日	岐阜県	1

### (2) 県内

研修名	期間	開催地等	人数
少年鑑別所研修	5月30日、7月30日	甲府少年鑑別所	2
子どもの心の育ちを地域で支える	8月29日		2
地域精神医療研究会	9月26日		1
ことばの発達が気になる子どもへの関わり方	10月9日		1
社会的養護と発達障がい	10月22日		6
子どもの心に関する講演会	10月25日		2
児童心理治療施設新設に伴う研修会	10月25日		3
児童心理治療施設新設に伴う研修会	11月27日		5
福祉保健部技術職Ⅱ部内研修	12月13日		2
山梨県精神医学研究会研修会	12月13日	県立図書館	3
第7回療育関係者研修会	12月17日		2

## 7 令和元年度苦情相談受付状況

No.	受付月	苦情申出人	苦情の概要	解決状況
1	8月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施し、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)
2	9月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施し、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)
3	9月	男子児童	小学生児童への不満	日課の変更を行い対応。(園内において解決)
4	11月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施し、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)
5	11月	男子児童	分校での出来事の相談	分校教員に相談し解決。(園内において解決)
6	12月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施し、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)
7	12月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施し、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)
8	1月	女子児童	職員の対応への不満	状況を確認し、誤解を解消の上、終了。(園内において解決)
9	3月	男子児童	新型コロナで行事が中止になったことへの不満	社会情勢と新型コロナの危険性について説明し了解を得る。(園内において解決)

## 8 統計

### (1) 月別・年度別措置状況

単位:人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
22	12	12	13	12	13	13	12	13	13	12	12	12	12.42
23	8	8	3	2	2	2	2	4	4	5	6	8	4.5
24	9	9	10	10	11	12	14	15	16	16	16	15	12.75
25	8	8	7	9	9	10	9	9	11	13	14	14	10.08
26	8	9	8	9	10	10	8	8	8	9	10	10	8.92
27	7	8	8	8	8	8	8	10	10	11	11	12	9.08
28	10	9	9	10	11	12	12	12	13	14	14	14	11.67
29	7	6	7	7	9	9	10	11	12	12	13	13	9.67
30	6	5	5	6	7	8	8	10	11	11	11	11	8.25
1	6	7	7	7	9	11	11	13	13	15	15	10	10.33

人数は月末措置児童数を記載。

### (2) 郡市別措置状況

#### ○中央児童相談所管内

単位:人

年度	甲府市	山梨市	韮崎市	南アルプス市	北杜市	笛吹市	甲斐市	甲州市	中央市
22	5	1	1	0	1	2	1	1	0
23	1	1	0	0	0	0	1	0	0
24	4	1	0	1	0	2	2	0	2
25	1	1	0	2	0	4	4	0	1
26	3	0	0	0	0	5	1	0	1
27	3	1	0	1	0	2	3	0	0
28	5	1	0	2	1	1	2	0	0
29	2	1	0	1	1	0	3	0	0
30	3	0	0	2	0	1	2	0	0
1	2	0	1	1	0	0	3	1	0

人数は3月時点の措置児童数で記載

年度	東山梨	東八代	西八代	中巨摩	南巨摩	北巨摩	小計
22	0	0	1	0	1	0	14
23	0	0	0	1	0	0	4
24	0	0	1	1	0	0	14
25	0	0	1	1	1	0	16
26	0	0	0	0	0	0	10
27	0	0	0	0	0	0	10
28	0	0	0	1	0	0	13
29	0	0	0	0	1	0	9
30	0	0	0	0	1	0	9
1	0	0	0	1	0	0	9

#### ○都留児童相談所管内

単位:人

年度	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	南都留	北都留	小計	県外	合計
22	0	1	1	0	1	0	3	1	18
23	1	1	1	0	1	0	4	0	8
24	1	0	1	0	1	0	3	0	17
25	0	1	0	0	1	0	2	0	18
26	0	1	1	0	1	0	3	0	13
27	1	0	0	0	0	0	1	1	12
28	0	0	0	0	1	0	1	1	15
29	0	1	0	0	1	0	2	2	13
30	0	2	0	0	0	0	2	0	13
1	2	0	1	0	1	0	4	2	15

(3) 寮舎別措置状況 単位:人

年度	むつみ寮	ますみ寮	合計
22	6	3	9
23	4	4	8
24	5	3	8
25	5	3	8
26	3	1	4
27	6	3	9
28	5	4	9
29	3	3	6
30	5	1	6
1	10	0	10

注1)毎年度3月31日現在

注2)「むつみ寮」は男子寮、「ますみ寮」は女子寮。

(4) 就学状況

単位:人

年度	性別	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中卒	合計
22	男	0	0	1	0	2	3	0	6
	女	0	0	0	0	0	2	1	3
	計	0	0	1	0	2	5	1	9
23	男	0	0	1	1	1	1	0	4
	女	1	0	0	0	1	1	1	4
	計	1	0	1	1	2	2	1	8
24	男	1	0	0	1	3	0	0	5
	女	0	1	0	1	0	1	0	3
	計	1	1	0	2	3	1	0	8
25	男	0	1	1	0	3	0	0	5
	女	0	0	0	0	2	1	0	3
	計	0	1	1	0	5	1	0	8
26	男	0	0	1	1	1	0	0	3
	女	0	0	0	0	1	0	0	1
	計	0	0	1	1	2	0	0	4
27	男	0	1	0	1	4	0	0	6
	女	0	0	0	1	1	1	0	3
	計	0	1	0	2	5	1	0	9
28	男	0	1	0	0	3	1	0	5
	女	0	0	0	0	3	1	0	4
	計	0	1	0	0	6	2	0	9
29	男	0	0	0	1	2	0	0	3
	女	0	0	0	1	1	0	1	3
	計	0	0	0	2	3	0	1	6
30	男	0	2	0	1	1	0	1	5
	女	0	0	0	0	1	0	0	1
	計	0	2	0	1	2	0	1	6
1	男	0	2	4	1	3	0	0	10
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	4	1	3	0	0	10

注)毎年度3月31日現在

## (5) 年齢状況

単位:人

年度	性別\年齢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
22	男	0	0	1	0	3	2	0	0	0	6
	女	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	計	0	0	1	0	4	3	1	0	0	9
23	男	0	0	1	1	1	1	0	0	0	4
	女	1	0	0	0	1	1	1	0	0	4
	計	1	0	1	1	2	2	1	0	0	8
24	男	1	0	0	1	3	0	0	0	0	5
	女	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
	計	1	1	0	2	3	1	0	0	0	8
25	男	0	1	1	0	3	0	0	0	0	5
	女	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
	計	0	1	1	1	4	1	0	0	0	8
26	男	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3
	女	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4
27	男	0	1	0	1	4	0	0	0	0	6
	女	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
	計	0	1	0	2	5	1	0	0	0	9
28	男	0	1	0	0	3	1	0	0	0	5
	女	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4
	計	0	1	0	0	6	2	0	0	0	9
29	男	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
	女	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
	計	0	0	0	2	3	1	0	0	0	6
30	男	0	2	1	0	1	0	1	0	0	5
	女	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	2	1	0	2	0	1	0	0	6
1	男	0	2	4	1	3	0	0	0	0	10
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	4	1	3	0	0	0	0	10

## (6) 保護者の状況

単位:人

年度	実父母	実父	実母	実父継母	実母継父	祖父	祖母	養父実母	合計
22	2	0	2	1	0	0	1	3	9
23	2	0	4	1	0	0	0	1	8
24	1	1	4	0	1	0	0	1	8
25	1	1	5	0	0	1	0	0	8
26	0	2	2	0	0	0	0	0	4
27	2	3	4	0	0	0	0	0	9
28	3	1	2	0	0	1	1	1	9
29	2	0	3	0	0	0	1	0	6
30	1	0	5	0	0	0	0	0	6
1	3	0	5	0	2	0	0	0	10

注)毎年度3月31日現在

## (7) 保護者の職業別状況

単位:人

年度	会社員	公務員	団体職員	自営業	飲食業	パート	無職	その他	合計
22	4	0	0	1	0	0	3	1	9
23	2	0	0	1	0	0	2	3	8
24	2	0	0	1	1	0	3	1	8
25	1	0	1	0	1	1	3	1	8
26	3	0	0	0	0	0	1	0	4
27	5	0	0	1	0	2	1	0	9
28	4	0	0	1	0	1	3	0	9
29	4	0	0	0	1	0	1	0	6
30	2	0	0	1	2	0	1	0	6
1	4	1	0	0	1	0	4	0	10

注1) 毎年度3月31日現在

注2) 「その他」は、生活保護、風俗、職業不明等。

## (8) 入所の主な理由別状況

単位:人

年度	窃盗 (侵入)	万引き	恐喝	金品 持ち出し	暴力	傷害	怠学	不登校	監護困難
22	0	1	0	0	0	1	0	2	0
23	1	0	0	0	0	0	0	2	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	6
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	0	0	1	0
28	0	1	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	0	0	0	1	1	0	0	0	0

年度	施設適応 困難	無断外泊 ・家出	性的 いたずら	不純異性 交遊	シンナー	放火	その他	合計
22	2	0	0	0	0	0	3	9
23	1	0	0	1	0	0	3	8
24	1	0	0	0	0	1	6	8
25	1	0	0	0	0	0	1	8
26	0	1	0	1	0	0	2	4
27	1	1	0	0	0	0	5	9
28	2	3	0	0	0	0	3	9
29	3	1	0	0	0	0	2	6
30	2	0	0	0	0	0	3	6
1	0	0	1	0	0	0	7	10

注1) 毎年度3月31日現在

注2) 「不純異性交遊」に管理売春を、「その他」に虐待、行動異常、性格不適應を、それぞれ含む。

## (9) 無断外出の月別発生状況

単位:件、人

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
22	件数	11	5	1	2	6	5	4	1	0	4	2	0	41
	延べ人数	13	10	11	8	25	9	44	3	0	6	13	0	142
23	件数	0	8	9	0	0	0	0	0	0	0	2	0	19
	延べ人数	0	13	13	0	0	0	0	0	0	0	2	0	28
24	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	件数	1	2	1	0	0	2	1	0	0	0	1	1	9
	延べ人数	2	12	1	0	0	18	1	0	0	0	4	1	39
26	件数	1	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	延べ人数	1	13	46	24	0	0	0	0	0	0	0	0	84
27	件数	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	6
	延べ人数	0	0	7	1	0	1	0	0	1	1	0	0	11
28	件数	0	2	6	0	2	0	2	0	2	0	0	0	14
	延べ人数	0	2	6	0	2	0	2	0	2	0	0	0	14
29	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30	件数	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	延べ人数	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
1	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2

注) 毎年度3月31日現在

## (10) 知的検査の状況

単位:人

年度	69以下		70~79		80~89		90~99		100~109		110~119		120以上		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
22	1	0	3	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	3
23	0	1	0	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	4	4
24	0	0	1	0	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	5	3
25	1	1	1	1	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5	3
26	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1
27	0	1	1	1	2	0	2	1	1	0	0	0	0	0	6	3
28	0	1	1	2	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	5	4
29	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	3
30	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	4	1
1	0	0	0	0	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	10	0

注1) 毎年度3月31日現在

注2) 検査器具:WISC-Ⅲ、Ⅳ

## (11) 退所状況

単位:人

年度	性別	就職	進学	家庭復学	施設変更	家庭 引き取り	家裁送致	無外除籍	その他	合計
22	男	0	1	2	1	1	0	0	0	5
	女	0	2	1	1	1	0	0	0	5
	計	0	3	3	2	2	0	0	0	10
23	男	0	0	1	1	0	5	0	0	7
	女	0	0	2	1	0	0	0	0	3
	計	0	0	3	2	0	5	0	0	10
24	男	0	3	0	2	0	0	0	0	5
	女	0	2	0	2	0	0	0	0	4
	計	0	5	0	4	0	0	0	0	9
25	男	0	2	1	3	0	1	0	0	7
	女	0	1	0	1	1	0	0	0	3
	計	0	3	1	4	1	1	0	0	10
26	男	0	3	0	1	1	0	0	0	5
	女	0	3	0	0	1	0	0	0	4
	計	0	6	0	1	2	0	0	0	9
27	男	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	女	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	計	0	3	0	0	1	0	0	0	4
28	男	0	4	1	1	0	0	0	0	6
	女	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	5	1	1	0	0	0	0	7
29	男	0	2	0	1	0	0	0	0	3
	女	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	計	0	6	0	1	0	0	0	0	7
30	男	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	3	0	0	0	0	0	1	4
	計	0	4	0	0	0	0	0	1	5
1	男	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	3	0	1	0	0	0	0	4
	計	0	4	0	1	0	0	0	0	5



(12) 医務実績

ア 医療機関への通院状況

単位: 延べ人数

年度	内科	外科	精神科	歯科	皮膚科	耳鼻咽喉科	眼科	整形外科	婦人科	脳神経外科	合計
22	46	3	138	35	36	51	11	13	10	18	361
23	16	2	27	10	10	13	1	4	7	7	97
24	66	3	29	39	24	92	30	14	0	2	299
25	67	0	40	17	27	18	7	1	0	0	177
26	49	2	47	27	31	24	12	11	6	3	212
27	17	4	16	35	31	40	23	20	8	4	198
28	48	0	44	37	42	17	23	8	5	5	229
29	54	0	58	17	34	32	8	4	2	1	210
30	57	0	60	8	17	25	13	10	4	7	201
1	36	0	95	9	8	22	5	1	1	0	177

注1)「精神科」に精神内科を、「内科」に小児科を、それぞれ含む。

注2)平成21年度から医務担当者(看護師)を配置。

イ 学園内での処置

単位: 延べ人数

年度	頭痛	腹痛	腰痛	関節痛	打撲	傷	発熱	咽頭痛	鼻出血	生理痛	精神的	計
26	6	11	5	4	19	29	6	5	1	9	25	120
27	21	17	6	3	14	27	3	2	0	13	1	107
28	21	18	0	10	16	25	0	1	2	4	29	126
29	11	6	1	6	10	23	1	2	3	0	14	77
30	10	6	2	6	10	15	11	5	0	1	6	72
1	2	7	0	2	2	12	6	5	1	14	12	63

(13) 臨床心理関係業務実績

ア 心理面接実施状況

単位: 延べ人数

年度	性別	学園職員	外部委託	計
26	男	97	3	100
	女	85	0	85
	計	182	3	185
27	男	133	12	145
	女	83	0	83
	計	216	12	228
28	男	189	11	200
	女	70	0	70
	計	259	11	270
29	男	76	12	88
	女	122	6	128
	計	198	18	216
30	男	189	11	200
	女	70	0	70
	計	259	11	270
1	男	117	0	117
	女	55	0	55
	計	172	0	172

年度	職員コンサルテーション	生活場面面接	他機関との連絡調整	心理検査	計
26	59	106	20	5	190
27	157	234	49	9	449
28	155	255	32	5	447
29	123	362	25	4	514
30	155	255	32	5	447
1	144	155	12	1	312

注)「職員コンサルテーション」、「生活場面面接」の説明は、16頁を参照。